



佐賀県公報

平成19年
8月15日
(水曜日)
第 12943号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告目
示次

- 道路の区域の変更
○道路の供用開始
○道路の区域の変更
○道路の供用開始
○道路の区域の変更
○道路の供用開始
○字の区域の変更

（四二八・道路課）
（四二九・　　）
（四三〇・　　）
（四三一・　　）
（四三二・　　）
（四三三・　　）
（四三四・市町村課）

一
一
一
一
一
一
一

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する公示

（商工課）

○告示

◎佐賀県告示第四百一十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第四百三十号

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字戸坂七九七七番三〇地先か ら 武雄市朝日町大字中野字戸坂八〇二七番七地先まで	供用開始の期日
	平成一九・八・一五	供用開始の期日

◎佐賀県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は平成十九年六月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事
古川

●佐賀県告示第四百三十号

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四

		道路の種類 及び路線名		区間	道路
前	後	変更の別	幅員		
四九八号	一般国道	武雄市朝日町大字中野字戸坂七 九七七番三〇地先から 武雄市朝日町大字中野字戸坂八 ○二七番七地先まで	武雄市朝日町大字中野字戸坂七 九七七番三〇地先から 武雄市朝日町大字中野字戸坂八 ○二七番七地先まで	区間	道路
前	後	変更の別	幅員	区間	道路
一〇・六	二六・五	二〇・四	二六・六	メートル	メートル
一一〇・一	二一〇・三	二二〇・八	二二〇・八	メートル	延長

日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域	
		後の別	幅員
三瀬神埼線	神埼市脊振町広滝字西小松原二 一一二番八地先から 神埼市脊振町広滝字中原二三七 一番一地先まで	後	メートル員
	神埼市脊振町広滝字西小松原二 一二二番八地先から 神埼市脊振町広滝字中原二三七 一番一地先まで	前	メートル員
	七・一	三・三	一・三八・七
		一・五	七・三
		一・三八・七	一・三八・七

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域	
		後の別	幅員
県道 車場線 早良中原停	神埼郡吉野ヶ里町松隈字竹屋敷 二三二一番地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大谷原 二三〇四番地先まで	後	メートル員
	神埼郡吉野ヶ里町松隈字竹屋敷 二三一一番地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大谷原 二三〇四番地先まで	前	メートル員
	五・七	二・三・八	五・六
		三・五・五・三	三・五・四・九

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第四百三十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神埼市脊振町広滝字中原二三七 一地先から 神埼市脊振町広滝字中原二三七 一地先まで	平成一九・八・一五

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第四百三十三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十五日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第四百三十三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

●佐賀県告示第四百三十二号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月十五日から平成十九年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 早良中原 停車場線	神埼郡吉野ヶ里町松隈字竹屋敷三一一番地先から 神埼郡吉野ヶ里町松隈字大谷原一三〇四番地先まで	平成一九・八・一五
●佐賀県告示第四百三十四号		
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があつた。		
右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。	平成十九年八月十五日	
区域を変更する 字の名称	同上に編入する区域	
金立町大字薬師 丸字沖田 丸字薬師森	金立町大字薬師丸五本黒木三四二の一部、三五一の一部、三五三の一の一部、三五八の一の部、三五九の一の部、三六一の一の部、三六三の一部及び三六四の一の部並びにこれらに伴う水路の区域 金立町大字薬師丸字五本黒木三六一及び三六二の地先の水路	佐賀県知事 古川康
金立町大字薬師	金立町大字薬師丸字五反田一四〇三の一部、一四〇四の一部、一四〇八の一部、一四〇九の一部、一四一〇、一四一二、一四一三、一四一四の一部、一四一六から一四一九までの各一部、一四二〇から一四二六まで、一四二七、一四二八、一四二九、一四三一、一四三二、一四三四、一四三五、一四三七から一四五五まで、一四五六の一部及び一四四七の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	
金立町大字薬師丸字沖田 丸字薬師森	金立町大字薬師丸字沖田一四四八の一部、一四四九の一部、一四九三の一部、一四九四の一部、一四五五の一部、一四九五の一部、一四九七の一部、一四九八から一五〇一まで、一五〇二の一部、一五〇五の一部、一五〇六の一部、一五〇六の一部、一五〇七の一部	

金立町大字薬師丸字 四本柳	金立町大字薬師丸字石土井一三五二の一部、一三五三の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	金立町大字薬師丸字川原野一六六七の一部、一六六九の一部、一六七一、一六七二の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	金立町大字薬師丸字沖田一四四八の地先の字五反田の水路並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	金立町大字薬師丸字石土井一三五一の一部、一三五二、一三五三から一三五五までの各一部、一三五六、一三五七、一三五八、一三五八の一部、一三六七の一部、一三六九の一部、一三七〇、一三七一、一三七二の一部及び一三七三の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字 榮地	金立町大字薬師丸字石土井一三五二の一部、一三五三から一三五五までの各一部、一三五六、一三五七、一三五八、一三五八の一部、一三六七の一部、一三六九の一部、一三七〇、一三七一、一三七二の一部及び一三七三の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	金立町大字薬師丸字五反田一三七三から一三八四まで、一三八五の一部、一三八七の一部、一三八七の一部、一三九二、一三九四、一三九五の一部、一三九五、一三九六の一部、一三九七から一三九九まで、一四〇〇の一部、一四〇一の一部、一四〇二、一四〇三の一部、一四〇四の一部、一四〇五、一四〇六及び一四〇七から一四〇九までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	金立町大字薬師丸字冲田一四四八の地先の字五反田の水路並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	金立町大字薬師丸字石土井一三五一の一部、一三五二、一三五三から一三五五までの各一部、一三五六、一三五七、一三五八、一三五八の一部、一三六七の一部、一三六九の一部、一三七〇、一三七一、一三七二の一部及び一三七三の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字 石土井	金立町大字薬師丸字川原野一七二〇の一部、一七四六の一部、一七四五の一部及び一七四八の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	金立町大字薬師丸字川原野一七二五の一部、一七二九の一部、一七二九の一部及び一七二〇の一部並びにこれらに伴う水路の区域	金立町大字薬師丸字榮地一七五七の地先の字川原野の水路	金立町大字薬師丸字川原野一七二五の一部、一七二九の一部、一七二九の一部及び一七二〇の一部並びにこれらに伴う水路の区域
金立町大字薬師丸字 石土井	金立町大字薬師丸字川原野一七二〇四の一部、一二〇六の一部、一二〇六の一部、一二〇六の一部、一二〇七、一二〇七、一二〇八の一部、一二〇八の一部、一二〇八の一部、一二一一の一部、一二一二の一部、一二二二の一部及び一二二三の一部、一二一四の一部、一二二二の一部及び一二	金立町大字薬師丸字石土井一二〇四の一部、一二〇六の一部、一二〇六の一部、一二〇六の一部、一二〇七、一二〇七、一二〇八の一部、一二〇八の一部、一二〇八の一部、一二一一の一部、一二一二の一部、一二二二の一部及び一二二三の一部、一二一四の一部、一二二二の一部及び一二	金立町大字薬師丸字川原野一六六七の一部、一六六九の一部、一六七一、一六七二の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	金立町大字薬師丸字石土井一三五一の一部、一三五二、一三五三から一三五五までの各一部、一三五六、一三五七、一三五八、一三五八の一部、一三六七の一部、一三六九の一部、一三七〇、一三七一、一三七二の一部及び一三七三の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

金立町大字薬師丸字三本柳	金立町大字薬師丸字三本柳の一部及び水路の区域 金立町大字薬師丸字四本柳一二六九、一六九、一一七〇から一一七二まで及び一一七五の地先の字石土井の水路
金立町大字薬師丸字二本柳	金立町大字薬師丸字二本柳四六四の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六六の一部、四六八の一部、四六九の一部、四七〇、四七一、四七二の一部、四九一の一部、四九二の一部、四九四から四九七まで、四九八、四九八及び四九九から五〇一まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字園田六六〇の一部、六六四の一部、六六五から六六七まで及び六六八の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字四本柳	金立町大字薬師丸字四本柳一〇二六の一部、一〇二九の一部、一〇三四の一部及び一〇三五の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字石土井一二三六の二部、一三六六の一部、一三六七の一部及び一三六八の一部並びにこれらに伴う水路の区域 金立町大字薬師丸字五反田一三八五の一部、一三八七の一部、一三八七の一部、一三九五の一部、一三九六の一部、一三九六、一四〇〇の一部、一四〇〇、一四〇一の一部、一四〇七の一部、一四〇八の一部、一四一四の一部及び一四一六から一四一九までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字三本柳	金立町大字薬師丸字三本柳五六七、五六七、五七六、五七七及び五七九の地先の字四本柳の水路 金立町大字薬師丸字園田六六〇の地先の水路 金立町大字薬師丸字三本柳五九〇、五九一、五九六及び五六三の地先の字四本柳の水路 金立町大字薬師丸字五反田一三八五の地先の水路
金立町大字薬師丸字五本柳	金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路 金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路 金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路 金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路
金立町大字薬師丸字四本柳	金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の一部及び三九九の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路
金立町大字薬師丸字三本柳	金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の一部及び三九九の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路
金立町大字薬師丸字二本柳	金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の一部及び三九九の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路
金立町大字薬師丸字一本柳	金立町大字薬師丸字一本柳四二六の一部、四二八の一部、四四六の一部

園田

金立町大字薬師丸字一本柳	二九の一部、四二一の一部、四三九、四四一及び四四四並びに四四五に伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字一本柳	金立町大字薬師丸字「一本柳四四六から四四八まで、四四九から四五一までの各一部、四六四の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六六」の一部、四六八の一部及び四六九」の一部並びに四四六に伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字一本柳	金立町大字薬師丸字「一本柳四四九から四五一まで、四四九から四五一までの各一部、四六四の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六六」の一部、四六八の一部及び四六九」の一部並びに四四六に伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字一本柳	金立町大字薬師丸字「一本柳四四九から四五一まで、四四九から四五一までの各一部、四六四の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六六」の一部、四六八の一部及び四六九」の一部並びに四四六に伴う道路及び水路の区域
金立町大字薬師丸字一本柳	金立町大字薬師丸字「一本柳四四九から四五一まで、四四九から四五一までの各一部、四六四の一部、四六五の一部、四六六の一部、四六六」の一部、四六八の一部及び四六九」の一部並びに四四六に伴う道路及び水路の区域

○△■■■

久保泉町大字ト和泉字一本柳一〇一
金立町大字薬師丸字一本黒木六九の地先の字一本黒木の水路

金立町大字薬師丸字一本黒木	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
	平成19年8月15日
	佐賀県知事 古川 康
	1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要
	(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
	スーパーセンタートライアルみやき店
	佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字市原5902番外
	(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
	ア 大規模小売店舗を設置する者
	株式会社トライアルカンパニー
	代表取締役 永田 久男
	福岡県福岡市多の津一丁目12番2号
	イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
	株式会社トライアルカンパニー
	代表取締役 永田 久男
	福岡県福岡市多の津一丁目12番2号
	(3) 大規模小売店舗の新設をする日
	平成20年3月28日
	(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
金立町大字薬師丸字一本黒木	久保泉町大字下和泉字天神松三九九 久保泉町大字下和泉字一本椎五二九並びに五二九。
金立町大字薬師丸字一本黒木二八一の地先の道路	金立町大字薬師丸字一本黒木二八一の地先の道路
金立町大字薬師丸字三本黒木二〇一、二〇〇、二〇五、二一七、二一八及び二一九の地先の水路	○五、二〇八、二〇九、二一一がん二一六九、二一七、二一七、二一八及び二一九の地先の水路
金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路	金立町大字薬師丸字五本黒木三九九の地先の水路
域	金立町大字薬師丸字一本黒木九五及びにれに伴う水路の区

5,344.16方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物北西側 290台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側 50台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側(荷さばき施設①) 258.34平方メートル
建物西側(荷さばき施設②) 68.83平方メートル

合計 327.17平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物外南西側 47.04立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地南西側(出入口No.1) 出入口1箇所
敷地北東側(出入口No.2) 出口1箇所

敷地北東側(出入口No.3) 入口1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成19年7月27日

3 関係書類の縦覧

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年8月15日から

平成19年12月14日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。